第五十七条の三　令第十五条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　申出があつてから公告があるまでの間において、当該申出に係る農地を農地以外のものにすること又は当該申出に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、当該申出に係る農用地利用集積計画に基づく農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

二　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての許可申請）

第五十七条の四　（略）

２　法第五条第三項において準用する法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第三十条第一号から第四号までに掲げる書類（同条第一号の書類については、法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に係るものに限る。）

二～五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

農林水産大臣　金子原二郎

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（前年度収入額の算出） **第九条**　法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産面積（当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産量（次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。 一　米穀　対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量 イ　対象農業者が、交付前年度の六月三十日までに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第四十七条第一項の規	（前年度収入額の算出） **第九条**　法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産面積（当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産量（次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。 一　米穀　対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量 イ　交付前年度末までに、対象農業者が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）第八条第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第四十七条第一項の規定による届